

令和3年度 第3回
京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和3年11月11日（木） 午前10時～午前10時45分

2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室

3 出席委員 山田会長，渡辺副会長，飯田委員，小林委員，渋谷委員，鈴木委員，多田委員，
長沢委員，松塚委員，宮村委員，結城委員

4 審議事項

(1) 「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書

令和3年7月21日付けで京都市長から諮問があった「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書について，同年9月2日に開催した点検部会において点検を実施した旨の説明を事務局から受けた後，その点検結果を踏まえ，同評価書の記載内容が妥当である旨の答申を確定した。

(2) 京都市個人情報保護条例第10条第1項ただし書及び同条第2項の規定に係る電子計算機処理事務

新型コロナウイルス感染症に関する患者情報管理事務

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

主管課から説明を受けた後，承認した。

（主な発言内容）「○：委員，→：主管課，⇒：事務局」

○ 患者の個人情報はいつまで保存するのか。保存年限が経過した患者の情報はデータベースから消去されるのか。

→ 京都市公文書管理規則の保存期間表に基づき，当該患者に係る全ての事務が終了した後，必要書類と併せて5年保存する。

保存年限が経過した患者の情報については，毎年データベースから消去する。

○ データベースの情報は誰が見られるのか。その人数はどれくらいか。

→ 感染症対策の職員のうちデータベースの入力や閲覧を必要とする職員に限る。常時の担当職員は30名程度，管理職を含めても50名以下である。感染者数が増え，区役所職員を始め他所属から事務の応援が必要な場合は，最大400人規模の応援職員のうち入力作業を担当する職員を含めて，80名程度になると想定している。

○ 全自治体が同じ状況の中で，患者の情報管理について国からの指示等はないのか。

→ 具体的な指示は特にない。国のシステムであるHER-SYSは，国が患者情報の収集や各自治体の状況把握を目的として構築したシステムであり，保健所等の現場の事務においては使いづらい。そのため，どこの自治体も，コロナ以外の感染症事務と同様に，それぞれの事務に合うよ

うエクセルや独自システムを用いている。

本市のデータベース化については、無駄がないよう開発規模を小さくし、少額での実施を考えている。

- エクセルでの管理は類型処理に該当するが、アクセスでの管理も類型処理に含まれないのか。
- 類型「災害時などの緊急の場合における汎用の表計算ソフトを利用した名簿、台帳等作成事務」には、アクセス等のデータベースソフトは含まないと明記されているため、今回審議会に付議している。
- エクセルとアクセスでは、それほど機能やリスクに違いがあるのか。また、本審議の承認をもって全庁的にアクセスの利用制限を解除するということか。
- ⇒ 扱える情報の規模や機能を比較すると、アクセスはエクセルよりも様々なことができる。当該類型の考え方は、汎用のエクセルを用いた名簿の作成や台帳の管理はやむを得ないが、それ以上の電子計算機処理は慎重にすべきということである。
- なお、今回のアクセスの利用については、新型コロナウイルス感染症に関する患者情報管理事務に限定したものである。
- 当該類型は緊急時に対応するためのものであるのに、データベースソフトの利用を制限しては事務の停滞になるのではないか。
- ⇒ 今後検討すべき課題の一つであると考える。
- 緊急事態であっても個人情報の取扱いについては考慮すべきとの考えはお持ちだと思うが、コロナのように緊急事態が常態化した際に、どこで区切りをつけるのかという判断は難しい。審議票に記載の「本事務終了後」とは、いつ、誰がどのように判断するのか。
- 現時点で、コロナは感染症法において、2類感染症相当とされているが、近い将来、5類感染症に指定されることを見越して事務を検討している。インフルエンザなどと同じ5類感染症であれば、保健所が個人の感染情報を管理する必要がなくなるため、国がコロナを5類感染症に指定し、2類感染症相当時の本市のコロナ患者の公費負担事務等が終了すれば、本事務は終了となる。
- 個人情報保護対策の電算処理面に「本事務終了後はサーバ及び端末からデータを削除」とあるが、イントラ端末にデータを保存することがあるのか。
- イントラ端末にデータを保存することはない。個人情報データは全てサーバに保存されており、各イントラ端末はクライアントとして繋がるため、この表記は正確でない。
- 今までにエクセルファイルの破損や消失等はあったのか。
- ファイルの消失はない。ただ、累計25,000を超える患者情報を管理するため、非常に重たいデータになる。ファイルを分割するなどの工夫はしているが、エクセルファイルがダウンして入力途中の情報が消えたり、上書き保存ができない等のエラーが生じることはあった。今後、データが全て消失するような事態を避けるためにデータベース化が必要と考えている。
- 本事務は、今までエクセルファイルで保有・管理していた個人情報をアクセスのサーバに移行するものである。複数人で同じデータを扱う場合、アクセス等のデータベースソフトを導入することは自然な流れだろう。
- 災害等の緊急事態では、個人情報保護の観点から頭を切り替えて対応することも必要ではな

いか。その点で，類型はデータベースソフトの利用を制限したままでよいのだろうか。

- 本事務のデータベース構築も業者に委託されているが，災害時の急を要するときに，京都市が自前でデータベースを構築するのは難しいだろう。

5 報告事項

(1) 制度部会の開催状況等

令和3年10月19日に開催した第1回制度部会の概要について，事務局から報告を受けた。これに関する意見は特になかった。

また，第2回制度部会は，令和3年12月21日に開催予定である旨の報告があった。

(2) 令和3年度 個人情報取扱事務の開始等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

今後の予定

令和3年度第4回審議会は，令和4年1月下旬～2月上旬に開催することとした。